

令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び
特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、令和2年2月28日付けで文部科学事務次官通知がありました。

これを受け、県教育委員会では、別添写しのとおり方針を定め、各県立学校長あてに通知しました。

については、貴教育委員会におかれましては、両通知の趣旨及び内容を踏まえ、何よりも児童・生徒の安全・安心を確保する観点から、文部科学事務次官通知に該当する学校について、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができないなど、個々の事情に応じて「児童・生徒の居場所」としての学校の活用について、特段の御配慮をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染については、日々状況が変化していることから、県教育委員会の対応について、今後も随時連絡します。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

T E L 045-210-8292